

インフラモニタリング タスクフォース (Infrastructure Monitoring Task Force)

設置要綱

(設置)

第1条 技術・標準化分科会 設置要綱第3条に基づき、インフラモニタリング タスクフォース(以下「TF」という。)を設置する。

(目的)

第2条 TF は、社会インフラの維持管理への IoT の適用について、関連技術に関する国内外の動向把握、技術・標準化戦略立案、普及推進活動等の検討を行うことを目的とする。

(運営)

第3条 TF は、技術・標準化分科会長の指名に基づき TF リーダーを置く

2. TF リーダーは、TF の活動をとりまとめ、これを技術・標準化分科会に報告する。
3. TF には、TF サブリーダーを置くことができ、TF リーダーが指名する者がこれに当たる。
4. TF サブリーダーは、TF リーダーを補佐し、TF リーダー不在時において、その業務を代行する。
5. その他、TF の運営に関し必要な事項は、TF リーダーが定めるものとする。